

第7回小委員会の主なご意見と対応案

資料1

1. 制度全体についてのご意見

	ご意見	対応案
1	(塚崎説明員) 拡大生産者責任の原則に基づき制度設計を行うべきである。	資料2のとおり、誰かに義務をかけるのではなく、全ての関係者が協力しながらリサイクルを促進する方が望ましく、促進型の制度を目指すべきであると考えている。具体的な制度設計については引き続き議論していきたい。
2	(大塚委員) 新制度について、拡大生産者責任に基づく制度に向かうべきであるとは考えるが、当面は促進型で進めることがよいと考える。	
3	(稲葉委員意見書) 地域毎の実情の違いも踏まえ、リサイクル料金の「前払い方式」の導入や市町村の赤字部分の国の補填等についても検討していただきたい。	
4	(崎田委員) まさにこれから具体的な回収方法を考えようとしているところなので、関係者の皆様には、そのようなスタンスで議論を行ってほしい。また、費用について国に負担をといった意見が見られたが、従来のリサイクル法は拡大生産者責任や受益者負担といった考え方をベースとしており、その点も踏まえ、今後良い制度となるような検討を頂きたい。	

2. 対象品目についてのご意見

	ご意見	対応案
5	(村上委員) 対象品目は、品目を明示すべきだが、タブレット型PCのように製品の定義が難しい品目が今後も現れることが考えられるため、30cm×30cmベースのような大きさを考えてもよいと思う。	品目を特定せず、一般家庭で通常使用されるような電気電子機器を幅広く制度の対象とした上で、その中から自治体ごとに対象品目を選択できるような柔軟な制度にすべきではないか。全国一律の対象品目の方が消費者にとってはわかりやすいが、自治体ごとの特性があるので、必ずこの品目を対象にするという限定は困難。
6	(大塚委員) 対象品目は一定のものを定めるべきである。定めた範囲について徐々に回収の取り組みを広げていくようにすることが望ましい。また対象品目はわかりやすさが重要である。30cm×30cmとしたときに、その範囲に全ての製品が入る場合と、機種等によって入ったり入らなかったりする場合もある。30cm×30cmの範囲に入ることが多い品目を選びつつも、30cm×30cmにこだわりすぎず、30cm×30cm内外にサイズが渡るものについては、対象品目と考え、具体的な品目として指定すべきである。	
7	(岡嶋委員) 対象製品の基準をサイズによって定めることは、消費者にとってわかりやすく良いと思う。	
8	(大橋委員) PCについて、メーカーが自主的にリサイクルを実施しているため、現在、行政回収対象品目から除いている自治体も多い。その中で、30cm×30cm以内であれば自治体回収対象とし、それ以上の製品は自治体回収対象としないというような対応は難しいのではないか。それ以上の製品についても自治体回収対象としていただくべきと考える。	
9	(中杉委員) 今回の制度では、多様なパターンでやっていくというのが前提ではないのか。なぜ細かく決めようとするのか。対象品目についても30cm×30cmと定める必要はないのではないのか。処理業者、回収業者が話し合いで何を対象とし、どのように回収するかを話し合っ決めていくべきである。ここでは、各主体のメリット、各方式の特徴を整理するだけでよいのではないのか。品目を30cm×30cmに限定し、サイズを超えたら違反とするのは理解されない。	

10	(村松説明員) 対象品目は指定再資源化機関がどのように再資源化するかという具体的な方法を踏まえて決めればよいのではないかと。制度としては、家電リサイクル法対象の4品目以外としておき、詳細は指定再資源化機関との契約の中で決めていけば良いのではないかと。自由度のある制度設計にすべきである。
11	(崎田委員) 対象品目について、地域によって回収してもらえたり、回収してもらえなかったりするの、消費者にとってわかりづらい。品目については使用済小型電気電子機器とし、具体的な定義は資源有効利用促進法等の定義を参考として検討してはどうか。
12	(塚崎説明員) 地域によって対象品目にばらつきがあるというのは難しいだろう。対象品目についての考え方は統一すべきである。
13	(藤本説明員) 対象品目については、きちんとした体制と市民理解を得ることが必要であるが、おそらく45品目以外の製品も排出されるだろう。そういった点を踏まえて、小売店、自治体で連携した回収を検討すべきである。
14	(中島委員) 対象品目について、30cm×30cmとあるが、これ以上のサイズのものが入ってきた場合にはどのように対応するのか。また30cm×30cmとしている理由を説明できないと難しい。逆に採算性を悪化させるような品目が集まってしまう可能性も懸念される。モデル自治体等での既存の回収制度との整合がとれるようにしてもらいたい。

3. 自治体についてのご意見

	ご意見	対応案
15	(佐々木委員) 自治体が参加しやすい制度づくりを求めたが、今回の資料からは自治体が参加しやすい仕組みになっているとは言えない。自治体の努力が報われるような制度の検討をお願いしたい。	国の役割として、自治体が参加しやすいような環境整備を追加している。本日の議論や今後予定されているアンケートなどを通じて、自治体の方とより一層意見交換をしながら制度設計を考えていきたい。
16	(全国町村会意見書) 全国の自治体が参加しやすい仕組みづくりとすべき。特に、人口規模の小さな町村においても成り立つような仕組みを検討してほしい。	
17	(大藪委員) 回収方式についてモデル事業を実施している自治体での回収方式をベースとしているが、実際にはもっと色々な工夫をしている。丁寧な分析を行い、方向性を示してもらいたい。	国としては回収のパターンを示すにとどめ、実態に合わせて自治体に回収方式を選んでもらうこととしたい。
18	(藤本説明員) 回収方式は自治体によって異なるものであり、国がモデル的にある方式について具体的に議論をしていくのは良いが、国が回収方式を決めるのはおかしい。	
19	(黒瀬委員) 回収方式については自治体の特徴に合わせることを望ましい。	
20	(佐々木委員) 国から効果的と考えられる回収方式を提示するとあるが、国が自治体に示すという考え方はおかしい。	

21	<p>(崎田委員) 都市部と中間山地では、回収方法は異なるため、各自治体にとって最も適した方式を選択するのがよい。</p>	
22	<p>(村上委員) 回収については、自治体の多様性を認めるべきであり、頑張っている自治体は評価すべきである。ただし、小売店による回収などでは、当該自治体以外から排出されたものも回収するので、回収率が低い自治体は評価が低いというように短絡的とはならないことが望ましい。また、小売店による回収を推進することで、小売店の回収数が増加した場合、自治体は分別収集計画を立てるのが難しくなると考えられる。自治体回収と小売店回収のバランスには検討が必要である。</p>	<p>実際に制度を実施するに当たって重要な指摘であり、ご意見を踏まえて詳細を検討していきたい。</p>
23	<p>(塚崎説明員) 結果的に自治体のみ負担が出る制度となっている。市町村に新たな財政負担が生じる場合は、ランニングコストも含め国が負担すべき。</p>	<p>分別収集には、特に初期投資が市町村の財政的な負担となる可能性があるが、この部分については、国が積極的に支援を行うことを予定している。また、ランニングコストについても何らかの措置ができないか検討していきたい。先行事例も参考にしつつ、なるべく負担の少ない方法で制度実施が可能となるよう、自治体の皆様と意見交換をしていきたい。</p>
24	<p>(佐々木委員) ボックスやステーションから集積所までの運搬は、自治体が負担することが前提となっているのではないかと。ついで回収であれば費用を抑えることが可能とあるが、一定量以上排出されればついで回収はできないので、収集運搬費用は増加する。 国による予算的支援等とあるが、使用済製品の回収が最も費用がかさむ。回収費用への予算措置はどのように考えているのか。 小売店に回収を協力してもらった場合、小売店からの運搬費用は誰が負担をするのか。小売店は自主的参加であるので自主的な意思で費用を負担すればよく、自治体は回収が責務であるから負担すべきというような考え方であるのであれば自治体にとっては厳しい。</p>	
25	<p>(佐々木委員) 自治体を実施しやすい効率的な回収方式を、ということだが、例えばボックス回収にしてもボックスの費用等をどのように負担するのか。</p>	
26	<p>(佐々木委員) 集団回収について、新たな費用の増加を抑えることが可能とあるが、通常、集団回収は自治体から助成金を出している。回収量が増えれば、自治体が出す助成金も増えることになり、費用負担は増加する。</p>	
27	<p>(佐々木委員) 効果的・効率的なピックアップ回収の条件が記載されているが、容易にピックアップ可能な分別区分とはどのようなものか。プラットフォームやベルトコンベアライン等があることとあるが、いずれも現在使用していれば空いているところなどない。</p>	
28	<p>(大藪委員) 自治体回収方式については、やはり様々な例を提示し、「これならばうちでもできるかもしれない」と思ってもらうことが重要と考える。現実的な先進事例を積極的に提示してもらいたい。</p>	
29	<p>(稲葉委員意見書) 収集運搬費について、より細かな人口段階的試算が必要。併せて、普及啓発・広報費、設備投資費及び最終処分費用削減の人口段階的試算も行っていただきたい。市町村がどのような役割を担うのか、また、小規模自治体に、いかなる事務負担、財政負担が増加するのか、どの程度の収支赤字が生じるのか、赤字部分をどこが補填するのか等を明記したアンケート調査を行うべき。</p>	<p>自治体において事情が多種多様であることから、どの程度の財政負担が生じるのかということをお示しすることは困難である。収集運搬費についても単に人口だけに依存するものではなく、収集方法、収集頻度等のその他の条件にも大きく依存するものと理解している。このためアンケート調査では、収集運搬費のおおまかなイメージがわかるような試算を行って情報提供していきたいと考えている。</p>

30	(佐々木委員) ステーション回収やピックアップ回収において、ステーションが有人の場合、盗難等のトラブルの可能性は低いとあるが、都市部では有人のステーションはほとんどない。この点をメリットとして記載するのは適切ではない。	ご指摘を踏まえ、自治体へのアンケート調査などにおける回収方法の特徴の説明ぶりは修正する。
31	(塚崎説明員) ステーションに、管理者がいるイメージのようだが、都市部で管理者がいた場合であっても、ごみが残っていないかを確認する程度であり、分別が適切であるかまで確認している人はいない。しかし、今回の対象品目については、適切な分別ができていることを確認する管理者が必要になるだろう。	
32	(崎田委員) 資源回収に協力した住民に3Rエコポイントを付与するなどしてインセンティブを与えている地域もある。こういった事例を参考として様々な連携の在り方があることを提示していけばよいと思う。	頂いたご意見も踏まえ、各自治体においてインセンティブについてご検討いただきたい。
33	(新熊委員) 回収率向上のためのインセンティブとして補助金があるが、回収について手数料をとるという方式はどうか。基本的に手数料をとる方式とし、毎月指定日については、無料で回収するという制度を提案する。これによって、財政負担の軽減、不法投棄の未然防止、回収費用の抑制(特定日に住民が自ら運び込む)、持ち去り対策、個人情報保護への対応に資するものとする。また、製造から10年以上経過した製品についてのみ逆有償で引き取ることにすると、回収率低下にも資するものと思われる。	
34	(塚崎説明員) 国において周到な事前準備と普及啓発を行うとともに、十分な準備期間を確保すべき。	リサイクルの必要性に関する普及啓発を国が積極的に行うとともに、十分な準備期間を設けていきたい。

4. 小売店についてのご意見

	ご意見	対応案
35	(岡嶋委員) 量販店としては使用済小型電気電子機器の回収には協力していきたいと考えている。なお、回収方式について、対面方式がよいか、ボックス方式がよいかは量販店にて協議したいと考えている。	前向きにご検討いただき感謝。詳細な制度設計については、今後とも意見交換をさせていただきたい。
36	(北原委員) 小売店で蛍光管回収をした際に、大量に蛍光管が集まったり、閉店時間中に店の前に無断で置いて行かれるなど、小売店が「ごみ捨て場」となったことがあった。これを考えると特に地域小売店では対面回収が原則であると考え。ボックス回収については、ボックスの購入費用、設置スペースなどが必要になる点が課題である。	
37	(北原委員) 小売店に協力を求めるのであれば、小売店が「ごみ捨て場」とならないような周知、広報を徹底してもらいたい。	
38	(黒瀬委員) 回収率向上のために小売店に回収協力を求めることは良いが、誰が小売店からの運搬費用を負担するのかといった点は議論が必要である。	
39	(北原委員) 回収したものを集積所に運搬する費用は誰が負担をするのか。	
40	(崎田委員) 個人的には携帯電話については、現行のモバイルリサイクルネットワークによる回収をより推進していくべきと考える。また、ピックアップカメラの事例のように、取組が可能な事業者には積極的にチャレンジして、リユースできるものはリユースに回すという取り組みを促進してもらいたい。	

41	(中島委員) 小売店回収については、一般廃棄物回収の許認可の問題も検討する必要があるのではないか。	対面回収の場合には一般廃棄物収集運搬業許可が必要となり得ることから、法的な措置を講ずることとしたい。
42	(北原委員) 自主参加の制度であるので、参加している小売店は良いが、参加していない小売店が下取りで回収する場合は取り締まるといったような考え方にはしないでほしい。	下取りにおける無償回収は廃棄物処理法違反ではない。
43	(加藤委員) 小売店では顧客からマッサージチェア等の製品の引取を求められるようなケースもあり、その場合は断っているが、トラブルとなるケースもある。このような実態があることも理解いただいた上でご検討をいただきたい。	

5. データについてのご意見

	ご意見	対応案
44	(大塚委員) 便益帰着構成表を見直したとのことだが、自治体における収集運搬費用が高いのではないかと。現行の収集運搬に既にかかっている費用の分は差し引かれているか。	現行の収集運搬費用を差し引いて、追加コストにあたる部分のみを入れている。また、費用算出にあたっては、自治体の規模に合わせ、効率的な回収を実施した場合を前提として算出している。
45	(大藪委員) データについてA市組成調査結果を記載いただいたが、これだけでは不十分である。郡部等のデータも示してもらいたい。	11月中に郡部での組成調査を行う予定。
46	(大藪委員) 使用済小型電気電子機器の量は約65万トン/年とのことであるが、使用済カー用品のフローを見ると、自動車として排出されるものも多いことが分かり、実際に廃棄物として処理される量は、さらに少なくなるのではないかと。実際に廃棄物として処理される量をファクトとして示してもらわないと誤解を招く。データの精査をお願いしたい。	ご指摘のあった約65万トン/年は、実際にどのくらいの小型電気電子機器が「使用済み」となるのかをあくまでもポテンシャルとして示したものであり、埋立処分等の処分方法を考慮したものではない。埋立処分される有用金属量を試算する際には、カー用品については自動車として排出されたものは含んでいない。
47	(白鳥委員) 便益帰着構成表には資源売却価格について想定値を置いていると思うが、売却価格は、分析値が多少変わるだけで大きな影響を受けるものであり、その点も十分に踏まえる必要がある。ただし、分析には費用もかかるため、その点も考慮する必要がある。	分析にかかる費用として個別に積み上げてはいないが、現行リサイクル制度における管理費を参考に試算している。
48	(代田委員) 回収率の定義について、参加自治体における使用済台数には退蔵されている台数も含まれているのか。	参加自治体における使用台数には退蔵が含まれる。退蔵を含めると、回収率の向上は難しくなるが、普及啓発をしっかりと行うことを考えている。

6. 不用品回収業者・海外流出対策についてのご意見

	ご意見	対応案
49	(大藪委員) 対策検討の対象としている使用済電気電子機器は、小型電気電子機器を指すのか、それともその他にも含む全体的なのか。そもそも電気電子機器のみの課題ではないので、有用資源として対象を幅広くして検討すべきではないか。	使用済小型電気電子機器に限らず、可能な限り幅広くに検討していきたい。
50	(北原委員) 不用品回収業者の取締をしっかりと実施してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、実効性のある対策をしっかりと検討していきたい。
51	(大藪委員) 対策案はいずれも妥当であるが、実効性を同担保するのかご議論いただきたい。	

52	(崎田委員) 水際規制の強化について、過去に税関職員の話聞いた際に、実態的にはひとつひとつのコンテナを全てチェックすることは難しいと聞いたことがある。まずは、水際における現状調査をしてみてもどうか。	
53	(崎田委員) 不用品回収業者対策について、消費者が引き渡してもよい業者とそうではない業者の区別をつけられるような仕組みも検討してもらいたい。消費者が分かりやすいという観点も重要である。	
54	(藤本説明員) 不用品回収業者対策は難しい。消費者がそういった業者に出さない努力が必要であるが、こういった業者は丁寧に対応するので、安易に引き渡してしまう傾向にある。抜本的対策のためには予算的措置が不可欠である。	
55	(白鳥委員) 有害物を含んでいるものを海外流出させてはいけないという点は明らか。海外に流出しやすい製品かどうか、流出した場合に不適正処理される可能性が高い製品かどうか、といった観点を判断材料として考えてはどうか。	
56	(中島委員) 多くの場合、雑品に電気電子機器が紛れ込んでいると聞く。水際規制の強化とあるが、国外流出製品を国外で誰がどのように取り扱っているのか。これについて判断できる具体例を示してもらいたい。	
57	(佐々木委員) 中間処理の段階で取り出した基板について、国内循環が原則なのか。海外で高く買い取ってもらえるのであれば経済原則を優先して、海外に流出させてもよいと考えているのか。	中間処理の段階で取り出した基板は、国内循環を原則に考えている。

7. その他のご意見

	ご意見	対応案
58	(白鳥委員) 有害物を含んでいるものを海外流出させてはいけないという点は明らかであるが、制度的な議論になると有償／無償といった議論になってしまうのに違和感を感じている。そもそも、今回の制度は、「廃棄物」を対象とした制度との理解でよいか。	市町村が分別収集した使用済小型電気電子機器については、廃棄物であることを念頭に廃棄物処理法の特例を設けるものである。
59	(大橋委員) 個人情報保護対策について、今回検討している新制度では、回収した使用済製品の個体管理をすることは不可能であると考慮しており、盗難防止等の対策のために十分な費用や人員を確保することを検討すべきである。	個人情報を含む携帯電話・PCについては、既存の取組との調整が必要であり、具体的な調整方法については、今後検討していきたい。
60	(大橋委員) 指定再資源化機関や計画申請者に、個人情報漏洩がないような管理を徹底させることが必要である。	
61	(大橋委員) 消費者には、個体管理ができないことをあらかじめ理解してもらった上で、適切に排出するように広報すべきである。	
62	(中島委員) 来年度から早期に小型電気電子機器回収の取組を開始しようとしている自治体への支援やこれまでモデル事業を実施していた自治体への継続的な支援も考えてもらいたい。	23年度補正予算及び24年度予算は、新しく取組を開始する自治体への支援に用いる予定。